

令和4年度原子力規制委員会
第25回臨時会議議事録

令和4年7月22日（金）

原子力規制委員会

令和4年度 原子力規制委員会 第25回臨時会議

令和4年7月22日

10:30～12:30

原子力規制委員会庁舎 会議室A

議事次第

- 議題1：東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所の実施計画（ALPS処理水の海洋放出関連設備の設置等）の変更認可
- 議題2：国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の次期中長期目標策定に向けた業務及び組織全般の見直し（2回目）
- 議題3：関西電力株式会社美浜発電所3号機における火災防護の不備に関する検査結果
- 議題4：原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会の審議結果報告
- 議題5：令和4年度原子力規制人材育成事業の選考結果

○更田委員長

それでは、これより第25回原子力規制委員会を、金曜日ではありますけれども、先日前お知らせしたように臨時の会議として開始をいたします。

最初の議題は東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所の実施計画、内容はALPS処理水(多核種除去設備等処理水)の海洋放出関連設備の設置等の変更認可です。説明は竹内室長から。

○竹内原子力規制部東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長

1F室(東京電力福島第一原子力発電所事故対策室)、竹内から資料1について御説明いたします。

「1. 趣旨」ですが、本議題は本年5月18日の第10回原子力規制委員会におきまして了承されました東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画の変更認可申請(ALPS処理水の海洋放出関連設備の設置等)に係ります審査書案の意見募集に寄せられた御意見のうち、二つポツ(・)がございますが、審査書案についての科学的・技術的な御意見、これを提出意見と呼びます。それから、審査書案についての御意見ではございませんが、廃炉に関連する科学的・技術的な御意見、これを関連意見と呼びます。これらに対する考え方につきまして、了承を得ることについてお諮りし、それを踏まえた審査書及び当該申請に対する変更認可の決定につきまして付議するものでございます。

「2. 審査書案に対する科学的・技術的意見の募集の結果」でございますが、意見募集の期間といたしましては、本年5月19日から6月17日までの30日間、対象といたしましては、今ほど申し上げました実施計画に係る審査書案でございます。

提出意見の数としましては670件、注釈の2に記載のとおり、寄せられた御意見数としては1,233件ありまして、このうち提出意見としては670件、関連意見は323件でございました。

「3. 提出意見等に対する考え方」でございます。提出意見に対する考え方につきましては別紙1のとおり、それから関連意見に対する考え方につきましては別紙2のとおり、御了承いただければと思っております。なお、別紙1、別紙2には、提出意見、それから関連意見を整理又は集約したものを掲載しております。

また、寄せられた御意見は全て、原子力規制庁におきまして保存し、法令に従い開示することといたします。

では、別紙1、別紙2について、少しお時間をいただきまして御説明したいと思います。

4ページ以降の別紙1を御覧いただければと思っております。別紙1は提出意見に対する考え方を示したものでございますが、この構成といたしましては、審査書案の構成に従いまして、第1章は原子炉等規制法に基づく審査結果への御意見、第2章は政府方針に照らした確認結果への御意見と分けておりまして、それぞれの意見を整理・集約して、考え方を記載した内容としております。

また、第1章につきましては最初に法令に関する御意見がございますので、それを記載

し、それ以降は審査書案に記載されている措置を講ずべき事項ごとに整理して記載しております。また、その後、内容の表現に関する御意見を掲載する形としております。

5 ページ以降、内容の御説明に入りたいと思いますけれども、これを全て読み上げる形にしますと非常に長い時間が掛かりますので、主な御意見を対象に、要点を絞って御説明することとしまして、単なる事実確認に相当するような御意見は説明を省略する形で進めたいと思います。

それから、4 ページの下に、略語を用いておりますけれども、略語については後ろの方に名称を記載しております。

では、5 ページから別紙1の第1章について御説明したいと思います。

最初の御意見ですけれども、原子炉等規制法に関する御意見でございます。要約いたしますと、原子炉等規制法というのは、本来であれば放射性物質の環境への放出を防ぐはずの法規であるところ、これを意図的な放射能放出の安全性審査の根拠に転用することは許されない。

それから、6 ページの上のところですが、そういうことで意図的に放射能を環境に放出することは、法律法規の趣旨に根本的に違反していると言うべきであるという御意見でございます。

また、それに関連して6 ページの矢羽根（➤）のところですが、福島第一は敷地のすぐ外側で年間20mSvまでの被ばくが許容されていることに鑑みれば、通常の原子力発電所の敷地境界での被ばく線量1 mSvと整合しないということで、これは人権侵害に当たります。ですので、海洋放出というのは、施設の外側が年間1 mSvよりも更に低くなってからにすべきであるという御意見でございます。

5 ページに戻っていただきまして、考え方について御説明いたします。まず、原子炉等規制法において、放射能を環境に放出することが法律違反であるという点につきましては、原子炉等規制法につきましては、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染されたものを廃棄することについても定めておりまして、一切の環境中に放射性物質を放出しないことを求めているものではございません。

それから、6 ページの考え方のところですが、5 ページの下の説明と同じですので6 ページの方で御説明いたしますが、年間1 mSvというのは、福島第一原子力発電所に対する措置を講ずべき事項におきまして、発災以降発生しがれきや汚染水等による実効線量、これは追加的放出を含むものを1年当たり1 mSv未満とすることを求めているものでございまして、具体的には廃炉作業により発生して敷地内で保管されているがれきやタンクからの放射線量や廃炉作業で発生する液体の放射性廃棄物を直接飲用した場合、どうなるかという線量を足し合わせたものを1年間当たり1 mSv未満とすることを求めているものです。

一方、この御意見にあります年間20mSvというのは、事故時に環境中に放出されまして、現在も土壌に沈着して存在している放射性物質などからの線量によるものですので、この

両者を比較できるものではございませんという考え方を示させていただいております。

次に、7ページ以降は措置を講ずべき事項ごとに整理した御意見でございます。

1-1として全体工程及びリスク評価に関する御意見でございますけれども、これも要点だけを申し上げますけれども、審査書案に「施設全体として将来的なリスク低減及び最適化が図られることを確認した」という記載につきまして、このリスクとは何か、最適化とは何か、その指標は何かといったことが不明であるということ。長期間にわたる燃料取り出しとリスク評価がなされていない。それから、8ページに行きまして二つ目の➤ですけれども、廃止措置終了に至るまでの個々の作業の関連性を基に工程を明確にした全体計画ができていないにもかかわらず、「全体工程について講ずべき措置」を満たしているという評価は、妥当とはいえないというもの。

それから、9ページの二つ目の➤の一番下の行ですけれども、ALPS処理水を海洋放出しなくてもリスク低減が十分可能であるという事実を直視して、審査書案を根本的に見直すべきであるといった御意見でございます。

7ページに戻っていただきまして、考え方のところですが、原子力規制委員会は、廃炉工程は進捗に応じて適宜改定されていくという認識の上で、現時点で見通される全体工程を念頭に、中期的にリスクを低減しつつ、個々の工程を最適化するための目標を示すリスクマップを策定して改定してきているところです。

その考え方といたしましては、1F（東京電力福島第一原子力発電所）のリスク全体を下げ、廃炉作業を着実に前に進めることが何よりも重要であるということで、具体的には使用済燃料の取り出し、水処理で出てきた高レベルの廃棄物についての保管・管理・処理といったリスク低減上重要なものが様々いろいろあるという中で、より重要なところを中心にリスクを下げていくべきであると考えている。こういう考え方に照らして、ALPS処理水を貯留し続けることは、施設全体のリスク低減及び最適化の観点から合理的なものとは認められませんという考え方を記載しました。

したがって、規制基準を満足する形でのALPS処理水の海洋放出は、1F全体の将来的なリスク低減及び最適化に資するものと考えているということで、8ページに移りまして、ALPS処理水の海洋放出によりまして、タンクの解体・撤去が可能となることで、廃炉に必要な施設等を設置するためのエリアが確保され、それによって現時点で見通される廃炉の全体工程とリスクマップに沿って施設全体のリスク低減及び工程の最適化が図られることを確認したものでございます。

以上が、1-1の全体工程及びリスク評価に関する御意見に対する考え方でございます。

次に10ページを御覧ください。10ページは措置を講ずべき事項の放射性液体廃棄物の処理・保管・管理に関するものの御意見でございます。

1-2ではALPS処理水の受入れや、濃度の測定・確認、それから希釈処理といった海洋放出のための処理プロセスに関する部分を審査書案で記載しておりますので、そういったプロセスに関する御意見となっております。

10ページは測定・確認用タンク群というくだりですけれども、御意見の方は、1万tの容量が必要となる根拠を明示すべきであると。それから、その下では、1万m³のタンク群が割り当てられているが、不十分ではないか。その理由といたしまして、放射性核種の濃度測定に約2か月を要するという。それから、11ページに行きますけれども、1日当たり150m³の汚染水が発生し続けていることからすると、年間でも6,000m³しか減らないことになり、137万tの貯留量を減らすことに非常に長期間掛かるのではないかという御意見でございます。

10ページの考え方を御覧いただければと思います。東京電力としては分析期間を約2か月と想定して、また、その間に発生する汚染水の実績が年間で150m³であることを踏まえて、その間に発生する汚染水量0.9万m³に対して、1万m³の容量が必要になるとしており、また、審査書案ではそういったことも考慮して、余裕のあるタンク容量が確保し得ると記載をしておる関係からすると、この根拠を示しているということをお答えしています。

また、年間でも6,000m³しか減らないことに関しましては、11ページの考え方のところを御覧いただければと思いますけれども、分析に必要な期間が最長2か月間、かつALPS処理水の処理の量が1日当たり150m³で固定されるものではございませんので、分析期間の効率化を図ること、それから汚染水発生量を今後低減していくということから考えれば、1年間で6,000m³しか減らない事態にはならないと考えているところでございます。

次に、12ページを御覧ください。放水設備に関する御意見ですけれども、放水立坑に放出水を流し入れた後、自然の水頭差で流すという設計になっておりますけれども、海面の水位上昇等によって逆流して、立坑からあふれてしまうことが考えられるので、設計として失敗だと見えるという御意見でございます。

これに関しては12ページにございますように、審査の中では、立坑と海面の水頭差により放出がなされると。その際には、潮位変動や流速による圧損といったものも考慮した設計であることを確認しておりますので、必要がないということは審査の中で確認していると記載しています。

それから、13ページの下の方ですけれども、海底トンネルを港湾の下を通すことに関しまして、この御意見としては、それを通す際に、岩盤が脆弱で崩落することで、港湾内に汚染した魚が出ていってしまうのではないかという御意見でございます。

考え方につきましては、海底トンネルを含めた放水設備の設置工事につきましては、実施計画の品質保証を確保した上で、安全性も考慮して実施することになるということ、これについては日々の検査でも確認することになります。

また、放水トンネルにつきましては、十分な強度を有する岩盤内部を掘り進んで港湾内に海洋放出するというので、港湾内の魚がトンネルを経由して出ることはないと記載しました。

また、御意見では、14ページですけれども、海底土を掘削したものをどこに運び入れるのか、それが妥当かを検討されたいということがございますけれども、これにつきまして

も考え方にございますとおり、掘削土砂につきましては敷地内の土捨場に搬入する。当然これは線量も確認した上でということで、考慮されていることを確認していると記載しております。

次に、少し飛びまして16ページの➤を御覧ください。タンクにALPS処理水を受け入れて、その後の測定・確認の工程の際に、攪拌機により水質を均一化するとしているけれども、その攪拌の条件が不明であるといった趣旨の御意見でございます。

考え方でございますけれども、審査の中で、均一化の基準としている循環攪拌時間については、実証試験により設定するとしておりまして、また、その実証試験等の結果も確認し、10基のタンク群を使ったタンク内水を2巡以上循環させることで、トリチウム濃度のタンクごとの偏差は十分小さいということを審査の中で我々は確認しているということを記載しております。

それから、17ページの二つ目の➤ですけれども、処理水のモニタリングはしっかりと行うべきという御意見です。ここではモニタリングという言葉がありますので、一つは放出前のALPS処理水の核種濃度分析に関する御意見、それから放出した後の海域モニタリング、二つの意味があるものとして考え方に記載しております。

最初の処理水自体の核種濃度の分析ですけれども、東京電力では第三者分析機関の関与を得つつ核種の測定評価を行ってトリチウム濃度を決定するとともに、トリチウム以外の核種の告示濃度限度比総和が1未満であることを確認した上で、放出可否の判断をするということを記載しております。そういったことで信頼性を確保するということを確認しております。

また、海域モニタリングにつきましては、東京電力を含む関係機関が総合モニタリング計画に沿って実施する。その結果については公表するといったことをここでは記載しておりまして、その下にURL等を記載した形で、参照いただきたいとしております。

18ページですけれども、一番下の➤でございますが、ALPS処理水の海水による希釈後のトリチウム濃度の確認において、放水立坑での正確な代表分析、試料採取と測定が必須な条件であるという御意見でございます。

原子力規制委員会としての考え方としては、放出水に含まれる放射性核種の濃度の測定を立坑で行わなくとも、排出の基準を満たすものと判断しているということでございまして、18ページから19ページにかけてその理由を書いておりますけれども、19ページの②に記載がございまして、濃度の設定というのは、測定を経た後、ALPS処理水を海水に入れる際に、海水の流量の比で濃度が求められますので、トリチウム濃度によってALPS処理水の流量を設定して、これを監視することで放出目標とするトリチウム濃度が維持されるということを確認しております。

19ページの一番下のなお書きですけれども、御意見にある立坑での測定というのは、東京電力が放出初期の段階におきましてバッチごとに放水立坑でトリチウム濃度を直接確認して、その差異がないことを確認できた後に海洋放出するという方針を確認しております。

次に、20ページを御覧ください。希釈に関する御意見でございますけれども、ALPS処理水の流量は計画最大流量1日当たり500m³ということと、トリチウム濃度の上限値1L当たり1,500Bq未満、希釈倍率を100倍以上とする。それからまた更に17万m³の海水移送ポンプ3台と書いてあるけれども、これだけでは何をもってそれを達成するのか理解できないといった趣旨の御意見でございます。

考え方につきましては、計画最大流量1日当たり500m³というのは、ALPS処理水を海水配管ヘッダに入れる際の流量というもので、希釈倍率を100倍とするためには、1日当たり500m³に対して、海水流量5万m³が必要になるということから、これを超える17万m³の海水ポンプを設置するということを確認し、また、ALPS処理水のトリチウム濃度は幅がありますので、濃度に応じて1,500Bq/Lなどを確保するために、2台運転することを確認しているという内容を記載しております。

次に、22ページを御覧ください。希釈状態と書いた➤のところですが、東京電力からの資料にある、今後、海水配管内のALPS処理水を入れた際の希釈のモニタリング結果は層流を示しているように見えるが、なぜ乱流となるような流量設定や、攪拌弁を設けないのかという御意見でございます。

考え方のところがございますように、原子力規制委員会としては、ALPS処理水と海水が海水配管ヘッダ内で混合される際には、十分発達した乱流条件になっていることを確認しております。

また、その下の御意見、海水流量によって攪拌効果は変わるはずだが、その検討内容が分からないということに対しては、最も希釈がされにくい条件として、ALPS処理水が最大量に対して、海水の最小量1日当たり34万tを条件として確認しているので、一番条件の悪い条件で確認しているということを記載しております。

23ページは設備の漏えい防止・汚染拡大防止に関する御意見でございますけれども、「内部流体の性状に応じた適切な材料を使用する」の適切とはどういう意味か。それから、「漏えい検知器を設置する」とあるが、どういったものをどこに置くのかという御質問でございます。

考え方の中では、ALPS処理水を取り扱うのは、海水が入っておりますので、耐食性を有する材料が使用されることを確認するとしております。

それから、漏えい検知器につきましては、フランジ部など機器同士の接続部といった最も漏えいの可能性があるところに設置するということを確認しておりますが、具体的ものは検査等の中で確認していくと回答しております。

23ページの下の方の1-4の作業員の被ばく線量の管理、23ページから24ページにかけて御意見は二つほどございますけれども、作業員の方の被ばく線量の管理などをしっかり管理できる体制が最優先だと思いますけれども、その記述がないということ。それから、直接今回の審査の対象とは違いますが、高線量のものに対して作業員の被ばくは大丈夫かといった御意見がございます。

これにつきましては、今回のALPS処理水につきましては、線源として非常に高いものではなく、レベルとしては十分低いものですので、被ばく管理について殊さら取り上げて審査する対象ではございませんけれども、元々福島第一における実施計画全体の中で、放射線管理は当然見ておりまして、作業員の方の個人被ばく線量管理を行い、また、放射線、それから汚染のレベルに応じた保護衣類を着用させることで、被ばく管理を適切に行うことを確認しているということを記載いたしました。

25ページ以降ですけれども、1-5につきましては放射性物質の放出等による敷地周辺の放射線防護に関する要求事項でございます。28ページまでございます。

25ページの御意見ですけれども、最初の法令のところも少し重複しますけれども、1Fの敷地境界モニタリングポストの実測値は、今なお1年当たり1mSvをかなり超える違法状態にあるということ。一般公衆の被ばく限度年1mSvを担保するための線量告示に従いますと、さらなる放射性物質の放出は線量告示違反であり、ALPS処理水の海洋放出は認められませんということ。それから、27ページにも同様に線量告示に違反している事実を隠蔽するためであるといった御意見がございます。

それに対する考え方として、25ページに戻っていただきまして、考え方のところですが、1Fでは、事故時の放出により沈着した放射性物質が広域に広がっておりまして、その状況に応じて適切な方法により管理を行うことが必要であるため、特定原子力施設、炉規法（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律）に基づいて指定しまして、「現存被ばく状況」を前提とした規制を行っております。この前提の下、追加的な放出等による敷地境界での実効線量を1年当たり1mSv未満とすることを求めておりまして、1mSv/年未満というのは、廃炉作業に伴う追加的な放出などを規制の対象とするものでございまして、放出によって事故由来の放射性物質からの寄与は含んでおりません。

その下に、1F規則（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則）と1F告示（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関して必要な事項を定める告示）は、御指摘の「線量告示」と同様に、廃棄する排水又は気体中の放射性物質の濃度等を制限することを目的としているため、その放出の際、既に環境中に存在する放射性物質からの放射線を含むものはございませんといった形で考え方を示させていただきました。

それから、27ページの二つ目の➤ですけれども、希釈することについて、何を根拠に希釈されていれば大丈夫なのか、それらについての検証がなく、科学的検証ができていないとは思えないという御意見でございます。

考え方のところでございますけれども、これは5月18日に決定いただいた審査書案の説明資料としてパワーポイントのものを用意してございますけれども、排水による実効線量評価では、この排水を毎日飲み続けるという十分な保守的な仮定を置いたものでございますので、規制基準を満足する形での海洋放出であれば、人や環境への影響は考えられないということを記載しています。

また、28ページの上のところですが、なお、御指摘の「総量」に関しましては、この後、御意見も御紹介いたしますけれども、審査書案の第2章に記載のとおり、放射線影響評価の結果が目安を下回っているということで、人と環境に対しての影響が十分に小さいことを確認しております。

28ページの➤ですが、これも端的に言いますと、K排水炉といった1F構内の排水路の中の実効線量が示されていないので、評価しておくべきであるということと、海底トンネルの出口と福島第一原発の敷地との関係がどうなっているのかということをお尋ねの御意見でございます。

28ページの考え方のところでございますけれども、結論から言いますと、一般排水路を流れる水に含まれる放射性物質というのは、いわゆるフォールアウトによって雨水で流れ出したものに由来すると考えられることから、排水路を流れる水につきましては敷地境界における実効線量の対象に含まれないということを過去の原子力規制委員会で整理しております。

それから、海底トンネルとの関係ですが、二つ目の段落でございますように、原子力規制委員会としては、放水立坑から下流側に流れる時点で、もう排水の基準を満足しているということを確認しておりますことから、立坑から仮にトンネルを経由せず海洋に直接排出しても基準を満たすということの意味しておりますので、御意見にあるトンネルの出口までが排水の境界になるものではないという考え方を示しております。

以上が、1－5の周辺の放射性防護等に関する御意見に対する考え方です。

29ページからは1－7の施設の設計上の考慮で、34ページまで記載しております。これについてもかいつまんで御説明いたします。

29ページの最初の➤は、設計について書かれていますが、それが実現されたかどうか触れていないので、確認内容としては不十分であるという御意見です。

これにつきましては、設備の設置後に実施する使用前検査においてこの設計内容が満たされているかどうかを確認することになりますと書いております。

その下、自然現象に対する設計上の考慮ということで、漏えいしたときに仮設ポンプや吸引車により回収するところに対する御意見ですが、それらの設備の保管場所やアクセス経路を明示いただきたいという御意見です。

審査の中ではそういった対処方針について確認をしたものでございまして、具体的なアクセス経路や配置場所は、その方針に従って柔軟に対応する必要があることから、それは検査の中で確認するということを記載しています。

それから、30ページからが耐震性に関する御意見で、32ページまででございますけれども、まとめて言いますと、この海洋放出設備につきまして、耐震Cクラスとしていることに大きな問題があり、大きな地震に対して極めて脆弱であるといった御意見でございます。

30ページの考え方の下の方でございますように、昨年、原子力規制委員会でも1Fの耐震設計に関する考え方について御了承いただいておりますけれども、耐震Cクラスに分類さ

れる施設というのは、上位のSクラスやBクラスの施設と比べて、安全機能の喪失によって生じる放射線による影響が十分小さいものでございます。今回申請のあった施設につきましても、その影響が十分小さいものですので、このような公衆への影響が小さい施設に対して高い耐震性を要求する必要はございませんという趣旨のことを書いております。

31ページの下段落の方では、仮にCクラスに適用する地震力を超える地震力が作用して漏えいが発生した場合においても影響が軽減できるように、ALPS処理水を回収するためのポンプ設置といった対策が取られていることを審査の中では確認しているというものでございます。

32ページに二つ➤がございませけれども、この中で外部人為事象として個別に問題ないことを確認しているけれども、これらは複合的に生じるといったことが東日本大震災の際で明らかになっているので、その点を検証しているのかが明らかではないということ。

それから、その下でも、竜巻に対する設計上の考慮の中で、予測不能な竜巻、想定外の場合の設計上の考慮を認めるとはいかなることか、説明不足であるという御意見がございませ。

今回申請のあったALPS処理水の海洋放出関連設備につきましても、何か起きたところで複合的に影響があるかという、基本的には安全の重要度に応じて個々に対応できるということを確認すれば十分であるという考え方としております。また、竜巻につきましても、何らか異常があれば手動操作で海洋放出を停止する設計を確認したということで、その対応で十分であるという判断をしております。

それから、33ページの真ん中の➤の誤操作防止ですけれども、ヒューマンエラーについてどのように排除しているのかというお尋ねです。

原子力規制委員会の審査では、海洋放出設備の監視・操作端末について識別管理を行うということ。それから、分析結果をインプットする際には、転記ミスを防止するため、機械的読み取り、各放出工程や受入れ工程といった三つの工程間に対してはきちんとチェックが終わっていないと選択ができないインターロックを設けることで、誤操作を適切に防止するための措置を講じたものであることを確認しております。

33ページ、34ページにかけましてもの御意見ですけれども、この海洋放出設備に対して、多重性、多様性、独立性といったふさわしくない要求をしているという御意見でございませ。

考え方といたしましては、審査書の中でも、この設備につきましても多重性、多様性及び独立性といったものが要求されるものではございませけれども、東京電力が政府方針に従って申請したものについて、十分な信頼性があることを確認したという位置付けだということを記載しております。

以上が設計に対する考慮でございまして、34ページ後半からは保安のために講ずべき事項、これは設計というよりは運用面での管理に関する御意見となります。

34ページの下御意見ですけれども、汚染水、海水と処理水を混ぜた後にも放射性物質

の濃度を測定するべきだという御意見でございますけれども、これは先ほど1-2でも述べたとおり、ALPS処理水と海水の流量監視をすることで濃度は維持される。なお、東京電力としては、放出初期においてはこういった測定をするということを記載しております。

36ページに行っていただきまして、二つ目の➤です。トリチウム以外の放射性物質の残留量や総量が明らかになっていないということに対する御意見ですけれども、考え方といたしましては、放出前にタンクごとの放射性核種濃度を測定・評価しまして、1万m³ごとに流すこととなりますので、その時点で放射性物質やその総量についても明示されることになると回答しております。

36ページの下から38ページにかけて、核種の測定評価方法に関する御意見がございます。

最初の御意見としては、除去対象62核種以外に、審査書案ではほかの放射性核種の存在を示すような結果がないことは現状では証明されていない。

37ページの下➤で、半減期の長い核種というのは、環境中に長くとどまり、環境の汚染につながるということ。

それから、38ページの二つ目の➤ですけれども、ALPS除去対象核種以外の核種につきまして、東京電力が今後検証を行うとしていることについて、このような重要な問題を先送りにして、先に審査を通してしまうことは問題であるといった御意見でございます。

36ページからの考え方のところですが、37ページの最初の段落のところ、ほかの放射性核種の存在を示すような結果がないということに対する考え方でございますけれども、審査書でも記載しておりますが、過去の貯蔵タンク内水の主要核種、炭素14、テクネチウム99の実測値の合計値と全B測定値との乖離がないということで、仮にALPS除去対象核種と炭素14以外に新たな放射性核種が存在するとしても、その量は極めて少量である。したがって、トリチウム以外の放射性核種の告示濃度限度比総和が1を超えることはないという判断を審査の中ではしてございます。

その下の段落で、一方、東京電力は、これまでの廃止措置に関する知見、また、減衰を考慮して放出する時点において存在し得る核種を改めて特定して、測定対象を選定する方針としていることについて、原子力規制委員会としては、1を超えないという観点からすると念のためであります、この結果を確認するということが記載しました。

それから、37ページ下のところですが、長半減期核種による影響という御意見ですけれども、そういったものが含まれるとしても、この規制基準を満足する形での海洋放出であれば人や環境への影響は考えられないと記載しております。また、第2章でも、放射線影響評価の結果が目安に対して十分小さいということも記載しました。

次に、39ページを御覧ください。処理水中のα線放出核種は全αとして測定しておりますけれども、一度くらいは核種同定をしてもよいのではないかと御意見に対して、考え方のところ、今後、核種選定の際に、ALPS処理水中にα線放出核種が有意に存在しないことを確認するため、プルトニウム、アメリカシウム、キュリウム等の測定を行うということを確認しております。

次に、40ページの下の方の➤ですけれども、放射線影響評価に関連するものですが、そこに短半減期の核種が補正後も残ったままである。41ページの下の方で、これが記載されているということは、原子力規制庁の専門家の見識を疑わざるを得ないという御意見ですけれども、考え方のところでも示しておりますが、御指摘の短半減期の核種も含めて存在し得るものを評価するということを審査で確認しておりますので、御指摘には当たらないという趣旨で記載しております。

41ページの下の方の➤ですけれども、今後、処理水の分析によって、処理水に含まれる全ての核種を余すことなく放出されるべきであるが、今の審査書案の記載ですと、東京電力が恣意的に報告する核種を選べると捉えられるという御指摘でございます。

41ページに記載しておりますけれども、今後、東京電力が核種を改めて選定する方針につきましてもは確実に履行する義務があるということと、原子力規制委員会はこれを確認することとしておりますので、東京電力が報告する核種を恣意的に選ぶことはできないという考え方を示しました。

それから、42ページですが、分析体制に関するところですが。ここは端的に言いますと、東京電力だけで処理水の測定を行わせることは適切ではない。第三者による関与が必要であるといった体制に関する御意見でございます。考え方としましては、実施計画の中では品質マネジメント計画を過去に認可しておりますので、それに従って十分な専門性を有する委託先から分析員を確保するという。それから、第三者分析機関の分析結果と比較検証を行うことで、十分な客観性、信頼性を確保する方針であるということを確認しておりますが、今後、原子力規制委員会としても適切に行われるものか監視を行うという考え方を示させていただいております。

43ページは海域モニタリングに関して、適切に行うべきであるという御意見ですが、考え方にございますように、海域モニタリングに関して、東京電力が担う部分についても必要な資源を確保する方針であるということは審査で確認しておりますし、海域モニタリングにつきましてもは、総合モニタリング計画の中で検出下限値、頻度等を具体的に記載しており、更にIAEA（国際原子力機関）の技能試験を受検することで、必要な能力を有しているということを確認しております。

次に44ページでございますけれども、二つ目の➤で、ALPS処理水流量を1日当たり500 m³、トリチウム濃度の上限値を100万Bq/Lにすると、これでは22兆ではなくて、22兆Bq/年を上回る1年当たり180兆Bqとなるという御意見でございます。

考え方にございますように、それぞれの値は最大値を書いたものですので、常にその値で放出するわけではなくて、東京電力としては、22兆の範囲に収まるよう管理するということを確認しておりますので、御指摘には当たらないという趣旨の回答をしております。

次に、46ページを御覧ください。海域モニタリングはどの位置かということと、異常値が検出された時点での放出された処理水の量はどの程度になるかといった御意見でございます。

海域モニタリングは、先ほどから申し上げておりますとおり、総合モニタリング計画に基づいて適切に実施されることとなります。

また、海域モニタリングで異常値が検出された場合につきましては、その時点で手動操作により海洋放出を停止いたしますが、その影響といたしましては、下の段落以降書いてございます第2章の中で潜在的な被ばく評価の中で何らかの原因でタンク1系列1万 m^3 が全量流出したとしても、47ページにかけて記載しておりますけれども、代表的個人の被ばく線量は 10^{-4} から 10^{-3} mSv程度で、影響としては十分小さいということを記載しました。

47ページの二つ目の➤ですけれども、これも異常時の対処に関するものですが、機器が故障した場合どう対処するのかということで、何らかの異常を感知しても、インターロックで緊急遮断弁が遮断されて確実に停止する。それから、異常値が出た場合は手動操作で海洋放出を停止する。48ページにかけて、放出前には適切に核種濃度を測定して、満たさない場合は二次処理を行うといったことを記載しています。

48ページは海洋放出の設計、運用の妥当性の確認に関する御意見です。貯蔵タンクが海拔33mにあることに対して、希釈する場所は2.5mと低くなって、濃度の高い処理水がそこまで長い距離で移送されることになるので、漏えいのおそれという観点からすると、海水を33mのところまで持ってきて希釈すべきだという御意見でございます。

考え方につきましては、長い移送配管の中でも適切な漏えい防止、汚染拡大防止対策が講じられていることは確認しております。また、先ほど申し上げましたけれども、仮に漏えいが発生したとしても、その影響は小さいということを確認しています。

49ページは1-10、理解促進ということで、東京電力に対する実施計画の実施に関する理解促進を求める内容でございますけれども、御意見のポイントとしましては、科学的なデータを十分発信すべきだといった趣旨の御意見でございます。

考え方につきましては、東京電力が実施計画でも書いたとおり、理解促進のための専門の組織を担うということで、情報発信も行われるということを確認したということです。50ページの最後ですけれども、また、原子力規制委員会としても、審査の結果について、分かりやすく丁寧な説明や情報発信に努めていきますということを記載しています。

以上が第1章に関するかいつまんだ御意見と考え方でございます。

51ページ以降は、第2章の政府方針に照らした確認でございます。51ページのトリチウムの年間放出量につきまして、原子力規制委員会が22兆以上放出できる余地を残す圧力をかけており、その姿勢に根本的な疑念を持たせるものであり、猛省を促したいという御意見です。

考え方に記載のとおり、原子力規制委員会といたしましては、政府方針でも書かれていますように、定期的に見直すことを踏まえまして、廃炉作業を着実に前に進めることが重要であるという認識の下、トリチウムの年間放出量につきましては、社会的要因も考慮した上で、原子力規制委員会が示した線量拘束値に相当する値の範囲内で見直されることは廃炉作業の進捗に資するものであるという立場をとっているということを記載しました。

次に52ページで、54ページまでが放射線影響評価に関する全体的な御意見でございますけれども、放射線影響というのが未来にどういう影響があるか分からない、人や環境への影響を極力少なくすることに努めるべきだといった全体的な御意見に対して、考え方といたしましては、東京電力はIAEAの安全基準に従って放射線影響評価を行っており、原子力規制委員会としてもガイドの考え方に従ってその評価結果を確認した結果、将来にわたって人と環境に対する影響は十分小さいということを確認したと記載しております。

53ページの二つ目から次のページの二つ目にかけて、海洋放出の環境影響評価が十分行われていない。要するに放射線影響以外の影響評価が行われていないので、条約の法的義務違反であるといった趣旨の御意見でございます。

考え方といたしましては、原子力規制委員会としましては、炉規法の審査に加えて、政府方針のうち原子力安全に関連する内容に則ったものであるかを確認したものであります。なお書きですけれども、放射線の影響については、将来にわたって人と環境に対する影響が十分に小さいことを確認したと記載しております。

54ページの三つ目の➤ですけれども、海外で白血病が有意に増加しているという文献があることで、疫学的な調査結果が考慮されるべきだという御意見でございます。

考え方といたしまして、UNSCEAR（原子放射線の影響に関する国連科学委員会）の包括的な文献レビューをこの文献の中でも一部行っておりますけれども、トリチウムによる健康影響に関して疫学的なエビデンスは認められておりません。

また、今回の放射線影響評価により評価された線量は極めて低く、健康影響をもたらすとは考えられませんという考え方を記載しました。

55ページですけれども、ソースタームなど個別のキーワードに対する御意見でございます。

ソースタームについては、十分な攪拌を行っていないのでやり直すべきだという御意見ですけれども、考え方に記載のとおり、ソースタームの際に三つのタンク群を選んだ濃度というのは複数のタンクと複数の高さ方向からサンプリングして平均したものと、それからALPS（多核種除去装置）の出口水をサンプリングしているので、十分平均されたものとして設定しているので、測定は必要ございません。

55ページの二つ目からは有機結合型トリチウムに関する御意見ですけれども、有機結合型トリチウムの影響のための動物実験結果等をなぜ公表しないのかという御意見でございます。

55ページの考え方にありますように、ICRP（国際放射線防護委員会）において開発された動態モデルの中では、動物実験等の結果を基にレビューされたものである旨、記載しております。

それから、57ページは生物内の濃縮といった考慮がなされていないのではないかという御意見ですけれども、57ページに示しますように、海浜砂や海底土への吸着や生物内の濃縮につきましては、放出開始と同時に海水中の濃度、海底土の濃度、移行したものが平衡

状態に至るという前提で評価しているの、長期間にわたる評価もこれでカバーしている
ということに記載しております。

58ページの三つ目の➤以降は、海洋放出に伴う拡散モデルの御意見ですが、東京電力と
違ったモデルでも検証すべきだという御意見でございます。

また、60ページではモデルの計算領域の範囲外に拡散することも考慮すべきだという御
意見がございます。

考え方は58ページ以降にありますけれども、東京電力が用いたROMS（領域海洋モデル）
というのはいろいろところで使用実績があるので、信頼性はあるモデルだと考えており
ますし、また、御意見の中で御紹介し忘れましたけれども、生態系をモデリングされてい
ないということがありますが、IAEAの安全基準に従った標準動植物の被ばく線量評価を適
切に実施できるという趣旨を記載しております。

また、計算領域の範囲外に関しても、その時点で既に自然界に存在するトリチウム濃度
と同等レベルであることを確認しているの、それよりも外の影響は無視できるものとい
う記載をしております。

62ページの海水濃度のところの御意見ですけれども、できるだけ高い濃度の条件で評価
をすべきであると。保守的ではない可能性があるという御意見でございますけれども、考
え方にございますように、元々放射線影響評価というのは、代表的な個人がどれぐらい被
ばくするかということの評価するものでございますので、あらゆるパラメータで高いもの
を用いるのではなくて、年間の生活全体を通して高めの被ばくをするといった想定をす
ることが適切でありまして、御意見のような高い濃度を使う必要はないと記載をしてお
ります。

64ページですけれども、評価の不確かさに関して、生活習慣のデータで、全国と東北と
では10%で大きくはないと評価していて、それは疑問だといった御意見もございま
すけれども、考え方にございますように、放射線影響評価の結果は評価の目安よりも極
めて小さいというものなので、御意見にあるような差異というのは、元々評価の中
では十分影響を及ぼすものではないといった旨の記載をいたしました。

以上が内容に対する御意見で、66ページ以降は表現に関する記載の意味合いとい
いますか、誤記等も含めた御意見でございますが、一番上の➤につきましては、審
査書案全体として、東電の主張を追従するような形になっている。その評価の
プロセスや理由も書くべきだという御意見です。

考え方にございますように、公開の審査会合の中で、東京電力に対して様々な指
摘を行って、それを踏まえた補正に対する確認結果としたものと記載しています。

それ以降につきましては、誤記、表現の統一性という観点で、一部採用させて
いただいたものもございます。意味合いが変わるものではございませんので、説
明は割愛いたします。

以上が第1章に関する御意見でございます。

次に、別紙2は、審査書案についての意見ではないが、廃炉に関連する科学的・技
術的

な関連意見に対する考え方でございます。

73ページから75ページにかけて、御意見をかいつまんで言いますと、海洋放出する場所を東京湾にするべきである、正当化について言及がない、長期保管と他の選択肢の比較を行うべき、モルタル固化の検討を行うべき、トリチウム除去、処理水を日常の生活用水として使うべきといった御意見がございました。

これについては、政府方針の中で長年検討された結果、海洋放出が決まったというものでございますので、74ページの上にありますけれども、原子力規制委員会としては政府方針を踏まえて作成した実施計画を審査したというものです。

それから、74ページに、その正当化に関しましては、御指摘にあるGSR Part3（放射線防護と放射線源の安全：国際基本安全基準）の要件10は計画被ばく状況において提供される正当化に関する要件でございますので、現存被ばく状況にある1Fに適用されるものではございません。その上で、ALPS処理水の海洋放出は管理下で行うということから、原子力規制委員会としては計画被ばく状況におけるIAEAの安全基準を準用して、影響が十分小さいことを確認したということに記載しております。

少し省略して、76ページに汚染水発生抑制がございましたけれども、抜本的な地下水流入防止対策が必要であるといった趣旨の御意見がございました。

考え方として、原子力規制委員会におきましても地下水流入の対策は重要であると考えておりまして、リスク低減目標マップ（東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ）の中で地下水流入の大幅な抑制を目標として求めているところでございます。

少し飛ばしまして79ページですけれども、線量告示のところ、トリチウム水が気化して水蒸気になった場合の大気中の濃度規制をしてほしいといった趣旨でございます。

考え方に記載のとおり、規制としては液体だけではなく空気中の核種についても濃度限度を求めておりますけれども、ALPS処理水につきましては海洋で希釈されることから、大気中に拡散した被ばくの影響はほとんどないと考えているということに記載しました。

それから、79ページの総量規制のところですが、放出基準を濃度に限定しているが、総量を規制する必要があるという御意見です。

こちらにつきましても考え方にございますように、第1章の規制法に基づく審査のみならず、第2章の方で総量として見た場合の影響評価は十分小さいということを確認しております。

80ページの➤ですけれども、ウランの測定・評価ということで、国際規制物資の計量管理の64核種中にウランが入っていないということで、炉規法違反という趣旨の御意見です。

考え方といたしましては、ALPS処理水中にウランの放射性同位体が確認されていないことから、計量及び管理を行う必要がなく、炉規法違反との御指摘には当たらないという記載をしています。

81ページの一番下の➤ですけれども、情報発信、理解促進ということで、次のページに

もありますが、原子力規制委員会からも情報発信することを望むといった趣旨のことが書いてありますけれども、先ほども申し上げましたように、原子力規制委員会としても分かりやすく丁寧な説明、情報発信に努めてまいりますと記載しております。

モニタリングに関連するところは先ほども御説明したので少し割愛しまして、84ページで国際機関との利害関係ということで、IAEAの安全基準を策定する際には日本からも出向者が出ているので、その影響を受けているのではないかという御指摘です。

考え方に示すとおり、日本人参加者の職員のみ意向でこういったガイド、基準類が策定されるわけではないということを記載しています。

85ページ以降は海洋投棄の禁止に関する御意見でございます。

85ページは、外務省がALPS処理水は海洋投棄には該当しないと決定したことに対して、外務省に確認した結果を記載すべきだということ。86ページは、炉規法の中でも海洋投棄の制限があるけれども、これについて審査されていないので、原子炉等規制法違反である。RI法（放射性同位元素等の規制に関する法律）についても同様に違反であるという趣旨の御指摘です。

85ページの考え方にございますように、海洋放出につきましては外務省も含めて関係閣僚等会議（廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議）で決定されたものですから、外務省に確認する必要はございません。

それから、86ページにございますように、原子炉等規制法第62条では、ALPS処理水の海洋放出は陸上施設からの排水なので海洋投棄には当たらないこと、それからRI法は今回の対象ではないということから、いずれも御指摘には当たらないという記載をしています。

時間が長くなりましたけれども、以上、別紙1、別紙2の考え方を御説明しました。

1ページに戻っていただければと思います。

「4. 審査の結果の取りまとめ」ですけれども、審査書につきましては、先ほどの提出意見の中で表現ぶりの修正を一部採用した上で、別紙3のとおりとしたいと考えております。

2ページにかけて、この内容につきましては、措置を講ずべき事項のうち海洋放出設備の設置及び運用に関連する事項を満たしていること、また、政府方針のうち海洋放出設備の設計及び運用並びに海洋放出による放射線影響に関する内容に則ったものであるという結論に変更はございません。

以上のことから、別紙3のとおり審査の結果を取りまとめることを決定いただきたいということでございます。

それから、「5. 変更認可処分」でございますけれども、今、申し上げたとおり、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第64条の3第2項の規定に基づき、別紙4のとおり認可することを御決定いただきたいものでございます。

6. は決定いただけた場合の今後の予定でございますけれども、今後、放出開始前までに、東京電力よりALPS処理水放出時の運用体制などに係る実施計画の変更認可申請が提出

される見込みであり、別途審査を行う予定でございます。

それから、今回の実施計画に対する使用前検査の申請がなされる見込みでございますので、その場合は使用前検査を行っていく予定です。

参考として、今後もIAEAによる規制へのレビューについて、来年初頭に行われる予定であるということを記載させていただきました。

長くなりましたが、私からの説明は以上でございます。

○更田委員長

まず、別紙1及び別紙2の御意見並びに御意見に対する意見について、御発言、御意見はありますか。

伴委員。

○伴委員

いろいろな意見をいただいて、これを一覧したときに受けた印象ですけれども、やはり1Fの廃炉作業に対する規制の枠組み、それから、そのベースになっている放射線防護の考え方というのをしっかり整理しておく必要があるのだなと改めて思いました。

そういう観点から目についたのが、例えば74ページですけれども、ここでIAEAのGSR Part3のリクワイアメント10を満たしていないではないかという御指摘があって、それに対する考え方はここに示されたとおりですけれども、結局、このGSR Part3は放射線防護に関する要件をまとめたいわゆるリクワイアメント文書ですけれども、被ばく状況ごとにチャプターが整理されていて、このリクワイアメント10というのは計画被ばく状況のチャプターの中に位置付けられている。

それから、その後のコメントでGSG-9 (Regulatory Control of Radioactive Discharges to the Environment) が引かれていますけれども、GSG-9に関しては、計画被ばく状況における通常の操業から放出される液体廃棄物に適用されるものである、スコープはその範囲であると明記されています。ですから、計画被ばく状況に該当するものを持ってきしまうと、そこで議論がおかしくなってしまうということを改めて感じました。

福島第一に関しては、現存被ばく状況にあるものとして、ですから我々は特定原子力施設という位置付けの下で規制を行っているわけですけれども、それは計画被ばく状況にあるものではないというのは明らかです。ただ、このALPS処理水に関しては、そこにも書いてあるように、管理下で意図的に行われる放出なので、計画被ばく状況の基準を準用したとしても、それを満たしていることを確認するという方針を打ち出していて、この考え方については、先頃のIAEAのレビューでも是とされたものです。

そもそも現存被ばく状況に対する正当化の判断とは何なのかということを考えると、つまりそれは既にそこに存在している被ばくであったり、汚染であったり、そういうものに対して手を打つべきか、打たざるべきか、それが正当化の判断であると。より具体的に言うならば、1Fで日々発生する汚染水に対して、それをそのまま流すのではなくて、KURION (セシウム吸着装置) とかSARRY (第二セシウム吸着装置) とかALPSとかを使って浄化処理

を行う、そういうことを決めたわけです。それ自身は既に正当化されているはずなのです。それでもなお取り除けないものをどうするかということが議論の対象になっているので、その意味では、ここで議論されているのは正当化ではなくて、汚染水の処理処分のプロセスに対する最適化の判断の一部であると考えべきものだろうと私は思います。

いずれにしても、そういった我々の規制の枠組みがどういう考え方によって立っているのかというのをきちんと我々自身が把握している必要がありますし、それを説明できるようにしておく必要がある。そういう中で、正当化とか最適化という言葉を使うときには注意する必要があるなど改めて思いました。

以上、コメントというか感想です。

○更田委員長

ほかにありますか。

通しのページで言うと10ページから11ページでは、ワンバッチ、1万 m^3 を流すのに最長2か月掛かって、一方、今、流入してくる量の最大の見積りが150 m^3 /日であると。ですから、最大の流入量を考えて、それから一つのバッチを放出するのに掛かる期間で一番長い期間、2か月を取ると、2か月で9,000 m^3 増えるのに対して、1万 m^3 出していくことになるから、2か月で1,000 m^3 、年間で6,000 m^3 しか減らないではないかと。

これは流入量を最大と捉え続けて、それから出すのに2か月間、一番長い期間が掛かるということを前提とするからこういう計算になるわけですがけれども、確かに御指摘のとおり、東京電力は流入量を減らす努力をするべきだし、もう一つは、最長2か月間ではあるけれども検査、確認の期間をできるだけ効率化して、この2か月間を短縮することが適切に処分を進めていく上で重要なことだと思います。

それから、42ページで分析員の調達、分析に必要な資源の確保について触れられていますけれども、審査の対象は、今回はあくまで東京電力のリソースの問題ではあるけれども、海域の環境モニタリングもあいまって、分析能力は限られているところもあるので、優先順位をつけることも重要ではあるけれども、そういった意味で政府、関係機関も併せて、これはあくまでコメントですが、この要員の確保は今後課題になってくるだろうと思います。

49ページもやはり東京電力に対する指摘で、情報公開、理解促進を東京電力に対する指摘と受け止めて、審査の内容について説明をしているわけですがけれども、最後の2行に書かれているように、どう我々の審査、判断の内容を発信していくかというのは、継続的に努めていく必要があるだろうと思います。

私からは、コメントですけれどもそういったところです。

他の委員、コメントはありますか。よろしいですか。

審査書の内容については既にパブリックコメントにかける前にも議論をしていますので、それでは、別紙1及び別紙2のとおり、提出意見及び関連意見に対する考え方を了承してよろしいですか。

(首肯する委員あり)

○更田委員長

その上で、別紙3のとおり審査書を決定し、通しの132ページにあります。別紙4のとおり実施計画の変更認可を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○更田委員長

それでは、原子力規制委員会として、今回申請のあった東京電力の実施計画の変更認可を決定します。ありがとうございました。

二つ目の議題は、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の次期中長期目標策定に向けた業務及び組織全般の見直しです。これは前回の原子力規制委員会で提案があったものに対して、意見があったものについて改めて原子力規制委員会に諮られるものです。説明は新田課長から。

○新田長官官房放射線防護グループ放射線防護企画課長

放射線防護企画課長の新田です。

QST(国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構)の次期中長期目標策定に向けた業務及び組織全般の見直しということで、原子力規制委員会の案につきましてQST部会に意見聴取することの了承について諮るものでございます。今、更田委員長からもお話がありまして、7月20日の審議を踏まえて資料を修正したものについてお諮りするものでございます。

修正は通しページの3ページ、別紙でございます。原子力規制委員会共管部分の見直し案、修正した場所は「2. 講ずるべき措置」の(2)中長期目標の方向性の○の一つ目と二つ目となります。

一つ目の○は、放射線影響に係る研究として、TS0(技術支援機関)として、放射線による健康リスクの評価に係る知見をより充実させるための放射線影響に係る研究の推進及び当該研究分野の人材育成に取り組むとしました。

二つ目の○は、被ばく医療に係る研究として、TS0として、被ばく症例に対する線量評価手法の開発・高度化を含む被ばく医療に係る研究の推進及び当該研究分野の人材育成に取り組むということで、7月20日の資料では一つの項目にまとまっていたものを二つに分けた形にしております。

通しページの4ページ目には3点目がありますが、これは7月20日のものから修正はしておりません。

この別紙の案についてお諮りするものでございます。

資料の2ページ目の今後の予定については、7月20日時点と変わりませんが、8月9日のQST部会にこの案をお諮りするということをお認めいただけたら、予定しているというものでございます。

資料の説明は以上になります。

○更田委員長

これは前回、放射線影響に関する研究と被ばく医療に係る部分を分けて書いてほしいと。というのは、放射線影響に係るものは必ずしも確定的影響だけではなくて、リスクを捉えるのであれば確率的な影響も含めた研究であるべきということのコメントを受けて、分けて書いてもらったということで、一つ目の○が放射線影響、二つ目の○が被ばく医療、そして最後に、これは変わっていないですけれども、緊急時対応ということで書かれているものですが、御意見はありますか。

伴委員。

○伴委員

表現を変えてもらって、二つに分けたことで、方向性はよりクリアになったと思います。放射線影響に関しては、前回、私がコメントしたように、放射線による健康リスクの評価というキーワードを入れていただいたので、それでよいと思いますし、被ばく医療に関して、線量評価手法の開発・高度化と入れていただいたので、正に被ばく医療ではそのところが非常に重要になるので、これでよろしいかと思います。

○更田委員長

田中委員。

○田中委員

二つに分けていただいたことはいいと理解しました。

今、伴委員が言われたことと重なるのですが、被ばく医療に関する研究のところで、被ばく症例に対する線量評価手法の開発・高度化を含むというのを追加したのはどういう理由なのでしょう。

○新田長官官房放射線防護グループ放射線防護企画課長

放射線防護企画課長の新田でございます。

被ばく医療に係る研究として重要視していますのは、被ばくがあった場合にその方がどのくらい被ばくされたかを把握する手法でございます。染色体の異常から解析してその方の被ばく線量を推定するという手法とかがございますが、そういったところをいろいろ研究課題として進めているところがございまして、その研究を更に進めることによって、被ばく医療の実際の現場にも役立てるものと重要視しておりますので、それを今回ここに記したということでございます。

○田中委員

そういうことまで書かないといけないのかどうかも考えたのですが、やはり書いた方がいいのですか。

○伴委員

被ばく医療に関する研究と言うと、高線量被ばくした方の治療法に関する研究とか、あるいは大量の放射性核種を取り込んでしまったときの体外への排出に関する研究とか、どうしてもそこだけと読めてしまうのです。ところが実際に高線量被ばくした方というのは、

直後にはどれぐらい被ばくしていて、どういう症状経過をたどるのが分からないわけ
です。それを早い段階で被ばく線量を推定することによって、できることはもう対症療法だ
けですけれども、後手に回らないように手当てができますし、どこにリソースを投入すべ
きかが分かるので、被ばくの線量評価というのは極めて重要であるということです。

○田中委員

分かりました。

○更田委員長

ここの被ばく症例というのは、例えば緊急時と書いてしまうと非常に範囲が狭くなって
しまうということもあるのと、それから、例えば事故だけではなくて、労災（労働災害）
であるとか、そういったときの役割も、これは私たちの規制の範囲ではないけれども、放
射線発生装置やRIによる被ばくに関してもQSTの担う役割は今後とも大きくなるわけな
ので、そういった意味で症例に対する線量評価というのは正しい表現だと私は思います。

それでは、ほかに御意見がなければ、この別紙のとおり、原子力規制委員会国立研究開
発法人審議会量子科学技術研究開発機構部会に、これを基に意見を聴取することについ
て了承してよろしいでしょうか。

（首肯する委員あり）

○更田委員長

ありがとうございました。

三つ目の議題は、関西電力株式会社美浜発電所3号機における火災防護の不備に関する
検査結果です。説明は武山課長から。

○武山原子力規制部検査グループ検査監督総括課長

検総課長の武山です。

それでは、資料3を御覧ください。

本件は3年度から検査継続案件となっていた美浜発電所3号機における火災防護の不備
に関する原子力規制検査の結果について報告するものです。

また、本件は火災伝播評価解析を行って評価をしている初めてのケースですので、そう
いう意味で報告をするものでございます。

まず、「2. 検査指摘事項の概要」です。令和3年10月18日から実施した関西電力株式
会社美浜発電所3号機における火災防護（3年）チーム検査において、補助給水に係る次
に掲げる設備に対する火災防護対策について、事業者が必要な設計評価もせず、認可され
た工事計画のとおり施工していないことが分かりました。

設備といいますのは、タービン動補助給水ポンプの現地盤並びにA系及びB系の電動補
助給水ポンプの起動盤、それからB系電動補助給水ポンプの動力ケーブル収納電線管でご
ざいます。

評価結果は緑、SLIV（通知なし）という形になります。

評価の内容について、まず説明をさせていただく前に、後ろの資料で別紙1がございま

して、全体の5ページを開いていただきますと、重要度評価のところではパフォーマンス劣化というのがあります。認可された工事計画のとおりできていなかったという、認可された工事計画の内容でございますけれども、火災防護設備の基本設計方針がございます。

1時間耐火障壁、火災感知設備及び自動消火設備という形で手当てをする形になっているところがございます、そこがなっていないということがございます。

まず、制御盤についてなのですが、17ページを御覧ください。別添1がございませぬけれども、上の図でまず制御盤の配置がございまして、いわゆるA電動補助給水ポンプの制御盤、B電動補助給水ポンプの起動盤、それから、タービン電動補助給水ポンプの現地盤とありますが、これらが並んで置いてあるということがございます。

もし仮にB電動補助給水ポンプの起動盤で火災が起きたときに、両側の盤の方にも影響するかどうかということが今回懸念されたものでございます。これに対して、我々の方で解析をしてみました。その解析の中身が、15ページにあります。

15ページにグラフがありますけれども、このように真ん中の盤が燃えた場合、両側の起動盤の温度がどうなるかということがございます、温度についていわゆる設計温度よりも低い温度に収まるということが分かったということがございます。したがって、両側の盤に影響しないだろうということございました。

もう一つ、電線管については一番最後のページに写真がございまして、この写真を見ていただくと、下にA系の電動補助給水ポンプの電動機がございまして、これの上に約1.4mでございますけれども、B系電動補助給水ポンプ動力ケーブルの収納電線管があります。あと、火災感知器とか自動消火装置があるわけですが、仮にA系の電動補助給水ポンプの電動機のところで火災が起きたときに、それが上の電線管に影響するかどうかという話なのです。

火災が2.1mぐらい上がるということが解析で出ていまして、したがって、それによって収納電線管の中のケーブルが焼損する可能性があるということが評価で分かっております。これについては、先ほど言った1時間耐火ということに対して、きちんとなされていないということが分かりました。

ただし、このエリアに関しては火災感知器と自動消火装置がございしますので、これらによって火災が発生したときには収束させるということになるということがございます。

このような状況だということがございます、以上のことから、我々としては、この検査指摘事項に関しては、重要度評価は緑ということにしています。

また、深刻度についても、既に事業者がここの部分については是正措置等を行っていることを確認していますので、深刻度は緑でSLIV（通知なし）と判定をしているという内容でございます。

以上です。

○更田委員長

御意見、御質問はありますか。

山中委員。

○山中委員

まず、制御盤の話と電線管の話、二つあるのですけれども、いずれにしても、いわゆる設工認（設計及び工事の計画の認可）で宣言したものと違う工事をしているというのがまず一つ問題かなというのが1点目です。

もう一点が、いわゆる火災の重要性は事業者が認識していなかったという点です。原子力規制庁に解析結果を出されて初めて気がついたという点、特に制御盤の方は問題かなと思います。

判定の結果なのですけれども、両方とも重要なSGに対する補助給水ポンプなので、この判定結果でいかどうかというのは、フローに基づいて言うとSDPの結果はこれでいいのかもしれないのですけれども、若干疑問は残ります。

○更田委員長

ほかにありますか。

伴委員。

○伴委員

今の山中委員の指摘に私もあくまで感覚的に同意するのですけれども、認可された工事計画どおりに施工されていなかった。そこに対して、当事者たちも問題を感じていなかったわけです。解析の結果、そこまでではないから重要度は緑ということになるのかもしれませんが、深刻度がSLIVでいいのかなというのは感覚的に思いました。

○更田委員長

ほかにありますか。

石渡委員。

○石渡委員

私もお二人の意見に同意します。重要度が緑、深刻度がSLIV（通知なし）というのは一番軽い評価です。これでは、これに適合しないのではないかと感覚としては思います。

○更田委員長

私はこの資料は、ここへ出てくるまでの間に事務局から何回か説明を受けたのだけれども、やはり釈然としないのです。なぜ釈然としないかということ、重要度の評価の結果うんぬんよりも、説明ができていないと私は思っている。何でこうなったのか。

指摘するのだけれども、重要度は大したことはないのだと。だったら何で指摘しているのかと。どうして指摘になったのかという説明が、こう決められているからなのだけれども、そんなものは説明にならないです。ある種、事務局の説明で理解ができるのは、関電が約束していたとおりにやっていなかった、考えていなかったということです。重要度が低いかどうかというのは考えて初めて分かることだから、規則というのはきちんと考えろということを要求しているので、評価しろということで、工事計画では考えますとしていたにもかかわらず考えていなかったから指摘なのだというのが発端なのだけれども、これ

は次の議題でも出てきますが、重要度と深刻度がただ並べて書かれているだけでは、何のためにこういう指摘をするかと言ったならば、今後の事業者検査も含めて反映されて、スパイラルアップしてくための仕組みのはずなのだけれども、なぜ我々が指摘をして、なぜ重要度がこうなのだ、深刻度がこうなのだということを少なくともその分野の人が見たら分かるようにしてほしいのだけれども、とても分かりにくいです。極めて分かりにくいのです。少なくとも事業者がこのボールをきちんとキャッチしているかどうか確認できない。

ここで関西電力がこういう主張したというのは触れられているけれども、結果的にこちらがこういう判断をしたということに対してどうであるかも触れられていないので、そういった意味で、私はロジックとして不十分なのではないかと考えているのです。

山中委員、伴委員は、評価結果そのものに対してこれでいいのかという話なのだけれども、それもこれも説明のアカウンタビリティの問題なのだと思う。

ただ、武山課長たち火災対策室がこういったものの書き方を考えるというのはどうなのかなとも思うのです。今回、白になるかもしれないということで、前期からここへ継続して送られてきているので、一定程度、現場としての判断は固めてきているのだけれども、やはりこの資料では、指摘しているにもかかわらず、重要度が低いというのをずっと飲み込める形になっていないので、私は表現としての改善の余地は少なくともあるのだろうと思っています。

○田中委員

私も今、これを読んだときに、パフォーマンス劣化に該当するのだと。更に検査指摘事項に該当するのだというのがあって、重要度評価をこれまで考えられていた方法にのっとると、緑でSLIV（通知なし）というのが、かなりその間にギャップがあって、説明がもう少しあってもいいのかなと思うのです。

○更田委員長

今、田中委員のおっしゃったことを具体的に言うと、4ページで事象の説明が書かれているでしょう。事象の説明に関して、関西電力も、低電圧だけのものだから、制御盤は火災防護対象ケーブルに該当しないのだという説明があったのだと。そういうものがありながら、検査官の指摘を受けて、今度は改善措置を取ろうとしている。この間がないのです。言われたから仰せのとおりになってしまったのか、それとも議論があったのか。

それから、関西電力がどう受け止めたかが今後の彼らの事業者検査にどう反映されていくかというところにつながるので、こういった事例に関しては、どう報告するかという手法も含めて、少し検討した方がいいと思うのです。それは表現の話です。

もう一つは、指摘があった検査結果の話ですけれども、私は、この評価結果は、レベルとしてはこんなものかなという気はしたのです。もう一回諮ってもらおうか。それとも、どうしますか。すぐにできるとは思えない。だから、少なくとも評価結果だけは確定させた方がいいのかな。

○武山原子力規制部検査グループ検査監督総括課長

我々も長い期間やらせていただいたので。

○更田委員長

長官。

○片山長官

長官の片山です。

ある種、検査部隊の方は、ルールにのっとって評価をした結果として、重要度と深刻度の評価を出しているということだと思いますので、要はそれを覆すようなファクトみたいなものがないと、この結果自体が変わるとするのは、事務局からは難しいかなと思っております。

○更田委員長

報告の仕方、それから事象の表現とか重要度、深刻度に至った考え方は、こちらの考え方だけではなくて、事業者の受け止めも含めてきちんと書くという宿題が出たのだと思ってください。

その上で、この美浜の系統分離に関して、重要度は緑、深刻度はIVで通知なしという評価結果に対して、改めて山中委員、御意見はありますか。

○山中委員

現状のルールにのっとって判定したわけですから、更田委員長は経緯をもう少し詳しく調べた方がいいというコメントだと受け止めたのです。私も、特に結果を直しなさいということではありませんので、もう少し経緯を調べてほしい、あるいは事業者の火災に対する認識はどうだったのか、やはり欠如していたのではないかという感じを受け止めるので、もう少し経緯、特に制御盤の方が明らかにその辺りが分かるのではないかと思うのです。

○更田委員長

実際は電線管の方が明白で、一方、分かりにくさは制御盤の方にあるのです。これは報告事項で原子力規制委員会が決定するものはないのです。現場の判断について報告をされたものだけでも、すぐにと言わないから、将来の事案も含めてだけれども、将来の報告をするときに一つの例示としてM3の系統分離を取り上げてみて、報告の仕方を検討してもらいたいと思いますけれども、それは古金谷対策監や武山課長の流れなのか、それとも、もう少し基盤なり何なりを含めて議論した方がいいのかというところはあるのだろうと思っています。だから、少し時間を置いて報告をされればいだろうと思うし、この内容については次の議題でも議論することになるだろうと思っています。

規制部長か、それとも古金谷対策監か。

○片山長官

担当の指定職は別の人間なので、いずれにしても事務局として原子力規制委員会からの宿題を受け止めて、また御説明できるようにしたいと思います。

○更田委員長

担当指定職は森下審議官ですね。やむを得ない事情で出席していませんけれども、森下

審議官に投げた宿題ということにしたいと思います。

これは報告を受けたということにしてよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○更田委員長

ありがとうございました。

四つ目の議題は、原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会の審議結果報告です。説明は金城課長から。

○金城原子力規制部原子力規制企画課長

それでは、資料4に基づきまして、原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の審議結果を報告させていただきます。

二つございますけれども、6月10日に開催された基本部会は私、金城の方から説明させていただきます。あともう一つ、6月23日に開催されました地震・津波部会の結果概要については川内管理官の方から説明をさせていただきます。

まず、基本部会のところですが、かいつまんで説明させていただきます。

2ページ目、全体の概要がございますけれども、議題としては調査審議事項の3番目の原子力規制検査についての報告と、あとは調査審議事項1の事故・トラブルといった情報の収集・分析を踏まえた対応について報告いたしました。

主な審議内容、まず規制検査の方ですが、2ページ目の(1)にありますように、第4四半期の状況、総合的な評定、この中で柏崎刈羽の追加検査の件も報告しています。それから、運用上の課題を報告いたしました。

基本部会であった議論としましては、3ページ目に行きますと、まず検査の方、いろいろな確率論的なリスク評価について御指摘がございまして、そういったものを使えば、もう少しいろいろな効率化、無駄を省くといったことができるのではないかという指摘に対して、検討してまいりますといったやり取りがありました。

めくっていただきまして4ページ目になりますと、先ほどありましたように柏崎刈羽の追加検査も報告したのですが、その中の状況について、芳原委員や、続けて5ページ目に行っても、高田委員からも御指摘がいろいろございました。

その中で、今の検査状況や東電からの報告の状況についてございまして、それぞれ記述のような議論がございました。

その他検査全般に関連したこととしましては、7ページ目に行きますけれども、黒崎委員の方からは、検査官ごとの判断のばらつきなどについて御指摘がありまして、いろいろと組織的に対応したり、参考事例集を作ったりしていますといったことでお答えさせていただいておりますし、最後、関村部会長からも、そういったヒューマンリソースの件についてはいろいろと御指摘いただいているのですが、例えば10ページ目に行かせていただきますが、検査官がいろいろと学びを得る場を拡大してということでしたけれども、こちらの方からも検査官の知見の幅を広げていくといったものが肝でありますし、一つの

事例として挙げているのは消防からの出向の方とか、労基署（労働基準監督署）との連携みたいなものを紹介させていただいたところであります。

二つ目の審議事項ですけれども、11ページ目にありますように、技術情報検討会の報告としてしたのは、自然ハザードに関するようなところでの最新知見の状況とか、それ以外のものを報告いたしました。

そういったところのやり取りとしましては、自然ハザードのところは芳原委員からもありましたように、津波頻度に関すること、始良カルデラ、こういう自然ハザードはいろいろ誤差があるので、こういったところで規制基準の線を引いているのかといった議論がありました。

中では航空機落下データのことについても、12ページ目以降、いろいろとございました。

最後、その他ということで13ページ目ですけれども、芳原委員の方から、先ほどは検査官の方でしたけれども、原子力規制庁全体の人的資源確保といったところで、我々も当然、採用して若い人は研修を積んだり、資格を与えるような制度を持っていますし、あとは実際、経験のある中途採用の方々などで人的資源確保に努めていますといったやり取りがございました。

以上で基本部会の御報告は終わらせていただきます。

続けて川内管理官の方からよろしくをお願いします。

○川内長官官房技術基盤グループ安全技術管理官（地震・津波担当）

地震・津波担当安全技術管理官の川内です。

引き続き、15ページの別紙2「第2回地震・津波部会の審議結果報告」について御説明いたします。

開催日は今年の6月23日、出席者はここにある7名の委員となっております。

4. に主な審議内容を示しておりますが、一つ目の原子力規制庁が収集した地震・津波等の事象に関する知見の分析結果についてということで、第1回を昨年5月に開催しております、それ以降に技術情報検討会で報告された地震・津波等に関する技術情報8件について説明し、審議いただきました。ここでは8件の情報のうち主な議論について説明いたします。

16ページの中ほどですが、特に重要なのが③番でございます、2016年熊本地震の観測記録に基づく地震動予測手法の検証についてということで、これは地震本部において2016年の熊本地震の観測記録に基づく震源断層モデルを、浅い領域へ拡張することによって評価手法を検証しているものです。今回は、地震本部が中間報告として公表した内容になってございます。

本件につきましては、最初の●にありますように、これは三宅委員からですが、震源モデルの専門家としての追加説明を申し上げるということで、このパラグラフの半分より下のところですが、断層極近傍の地震動の再現には課題が残り、アスペリティ位置をより浅くすることが効果的、そして、地震発生層より浅い部分の震源断層の拡張が有効であるこ

とが確認された。しかし、このすべり量とかすべり速度時間関数の与え方については複数の意見に分かれており、確定的な結論には至っていないと。そういったことから、規制実務でそのまま用いることは慎重に判断された方がよろしいと考えているという趣旨の御説明がありました。

その他、知見がございますが、特に異論等はございませんでしたので、割愛したいと思います。

最後、19ページの「(2) その他」の②番です。ここでは震源を特定せず策定する地震動に関する観測記録につきまして、これも三宅委員からですが、本日の議題に上がっていませんがということで、震源を特定せず策定する地震動につきましては、観測された地震動そのものが新しい知見と考えることができるということから、例えば5年ごとに事務局でチェックいただいて、標準応答スペクトルに対する影響について知見収集があると大変よいと思うという御意見がございました。

簡単ですが、説明は以上です。

○更田委員長

基本部会と地震・津波部会を続けて説明してもらいましたけれども、一つずつ行こうと思います。

まず、基本部会について、御意見はありますか。

先に私から。幾つも大変重要な指摘をいただいているのですけれども、順番からいうと3ページから、これは村松委員からの御意見なのだけれども、D/G（ディーゼル発電機）の長時間運転をやったときの故障はインパクトが大きかったです。

一方で、もう一つ村松委員は重要度指標について言われているけれども、RAW（Risk Achievement Worth）やFV（Fussell Vesely）重要度、要するにある特定の機器が必ず壊れるとしたらどれだけCDF（炉心損傷頻度）が増加するか、あるいは絶対に壊れないとしたらどれだけCDFが落ちるかというような各機器の重要度を決めていくわけですけれども、その重要度に応じた検査をしていればと言うのだけれども、リスク評価は考えていないことは入っていないのであって、もちろん村松委員もそういうつもりでおっしゃっているわけではないのだけれども、余りそれだけによっていると例えばデブス・ベッセみたいなものは気づきとして捉えられたのかどうかというところはあるのだろうと思っています。

それから、米岡委員の御指摘は、山本委員のPI&R（Problem Identification and Resolution）とあいまってなのですからけれども、こういうクロスカッティングの難しさというのはずっと継続なのだろう。ここで古金谷対策監が答えているけれども、こうしか答えようがないのかなというところもあるけれども、余り答えになっていないかなというところもあって、ただ、いつまでも棚上げしていいものではないので、こういうクロスカッティングイシューに対する取組は、どこかではっきりやらなければいけないアクティビティとして特定しておくべきなのだろうと思います。

高橋委員の御指摘で、行動観察は難しいなと思うのは、今、具体的に言えば柏崎刈羽の

追加検査にこれを用いているわけですがけれども、結局、判断をするときに行動観察をどう見るかであって、判断の根拠として行動観察を使う、使わないも含めて、ここはちょうど難しいところだろうと思います。高橋委員が指摘されているように、受ける側にも負荷が掛かるということもあって、その負荷をどう見るかというところがあるのだろうと思います。

あとは、関村部会長の意見、先ほどの議題の武山課長のところでやったものがほとんどそっくり中に入っている。更に関村部会長はもっと広いことについても言われているけれども、事業者のCAP活動が順調に進んでいるかどうかは判断基準になっているわけけれども、それをどう反映されているかというのは、ここでアカウントビリティという言葉に関村部会長は使われているけれども、そこは非常に大事だと思っていて、重要度と深刻度がただ単に並んでいるだけだと理解をされないというところで、これは大変重要な指摘だと思います。

私が特に気付いたのはそういったところです。

ほかによろしいですか。

もう一つは、川内管理官から説明があった地震・津波部会について、石渡委員、補足はありますか。

○石渡委員

ここで議論されたことは、全て技術情報検討会、公開の場で議論されたものについて、改めて委員の先生方にお諮りしたということでございます。

ただ、この中で一番最後に御説明がありましたけれども、議題になっていないことで、いわゆる特定せず地震の標準応答スペクトルを作ったときのデータのメンテナンス、あれは有限のデータからスペクトルを導いているわけで、今後、地震が増えてくると、それについてきちんと統計的に処理をして、変化がないかどうかということはきちんとメンテナンスをしていかなければいけないという御指摘を三宅委員からいただきまして、これはあれを決めた最初るときから私が言ってきたことでもありますので、重要な御指摘だと思っております。これについてはしっかりやっていくしかないと思っております。

以上です。

○更田委員長

ほかに御意見はありますか。

基本部会の方も含めて言うと、先ほども言ったように重要な指摘を幾つも受けているので、そのときにこう答えましたで、これを原子力規制委員会に諮っておしまいでないような気はします。それをどうアクションにつなげるかというのは、各委員にも少し考えていただいて、時期は問いませんけれども、こういった御指摘を踏まえて行動に移さないといけないのだろうと思います。

それでは、本件は報告を受けたということにします。

五つ目の議題は、令和4年度原子力規制人材育成事業の選考結果。説明は根塚企画官か

ら。

○根塚長官官房人事課企画官

人事課の根塚です。

資料5について説明いたします。

令和4年度の原子力規制人材育成事業の選考がありましたので、その報告であります。

現在、10事業が動いておりますけれども、令和4年度も新規に公募することにいたしました。

公募をしまして、7件の応募がありまして、原子力規制人材育成事業審査評価委員会を設けて、その内容を書類審査とヒアリング審査することとしました。

審査委員のメンバーは、3ページのようになっております。

3. のとおり審査しました結果、7件応募したものについて、4件の採択、3件の不採択としておりまして、特に4件の採択のうち1件については条件付き採択とさせていただいております。

その具体は4ページ、5ページにございまして、ここに3件の採択、1件の条件付き採択、あと3件の不採択を記載しております。

書類の一つ訂正がございまして、この場を借りてちょっとおわびしますが、採択の3件のうちの3番目にあります新潟大学につきまして、類型のところなのですが、①～③となっておりますが、もう一度見直しまして、②と③となっておりますので、応募の書類とは間違っていましたので、この場を借りて訂正します。大変すみませんでした。これが内訳となっております。

また資料は戻りまして、結果は出ておりますので、今、この通知をしているということと、今後、この通知を踏まえて、これから補助金の交付に向けた手続きを進めていくと思っております。

2ページに行きまして、その他としまして、不採択の中には継続事業として応募されたものがありまして、そのものについては現行として人材育成プログラムが既に出来上がっていますから、それを継続して、人材確保に向けて努めていただきたいということと、原子力規制庁としまして、そのプログラムで実施しようとするものの中に、原子力規制庁の講師の派遣とか、インターシップなどをするプログラムがあれば、それは引き続き支援していきたいと思っております。

4. は、今、申し上げたとおり、8月中に交付申請をして、事業を開始していきたいと思っております。

以上でございます。

○更田委員長

御質問、御意見はありますか。

伴委員。

○伴委員

責任者として総括をしますと、3ページ目にあるメンバーで審査を行いました。スコアリングはそれぞれ独立に行いましたけれども、大きな意見の相違はなかったように思います。

方針としては、新規と継続ならば新規の方を優先するということと、原子力規制庁の人材採用につながるような、どちらかというところゼネラルなプログラムを優先するけれども、ある専門分野に特化したものも否定はしないという形で、例えば4ページにあります採択案件の中の継続の東北大学のものなどは、医学部あるいは看護学部といったところの教育に関するものでしたけれども、これまでに実績を上げていただいているのと、原子力災害医療の間口を広げる、そこに興味を持っていただくという意味では重要なのではないかとということで、採択を決めたというものであります。

以上です。

○更田委員長

ほかにありますか。

田中委員。

○田中委員

2ページの②その他にありますけれども、継続事業として応募があったのだけれども不採択になったものにつきましても、ここに書いていますように、これまでのいろいろなことも踏まえて、しっかりと継続して原子力規制人材の確保に努めていただくことを期待したいという、その他で書いているメッセージも重要だと思います。

○更田委員長

ほかにありますか。

よろしければ、これは報告を受けたということにしたいと思いますが、よろしいですか。

ありがとうございました。

本日予定した議題は以上ですけれども、ほかに何かありますか。よろしいですか。

それでは、以上で本日の原子力規制委員会を終了します。